



平成 25 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉田 實  
(JASDAQ・コード3784)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 木元 覚  
(TEL. 03-5209-7351)

## 「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りに関する現状について

当社（旧ヴィンキュラム ジャパン株式会社）は、平成25年4月1日を効力発生日として株式会社ヴィクサスを吸収合併し、商号を株式会社ヴィンクスに変更いたしました。

本合併に起因し、大阪証券取引所の判断により、平成25年4月1日付で当社は、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っており、また、同日付で監視区分に指定されております。

当社では株主様をはじめとする多くの皆様より当社の現状についての問合せを頂戴しております。つきましては、下記のとおり当社の現状についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 猶予期間入りの経緯

平成 25 年 3 月 29 日、大阪証券取引所より、当社と株式会社ヴィクサスの合併において、当社が実質的な存続会社でないと認められるため、JASDAQにおける有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 9 号 a に定める「実質的存続性の喪失（不適当な合併等）」の規定により、本合併の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日より、当社は、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る旨が公表されております。

#### 2. 猶予期間の期限等

当社は、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入りましたが、当社株式が直ちに上場廃止となるものではありません。

なお、猶予期間は、本合併の効力発生日から当該日以後の最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日までの間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）となっております。猶予期間の最終日となる平成 29 年 3 月 31 日までに、証券取引所が定める上場審査基準に準じた基準に当社が適合すると認められた場合、猶予期間は解除されます。

従いまして、猶予期間中であっても当社株式の上場は引き続き維持され、株式の売買もこれまでどおり可能であり、企業活動にも一切の支障はございません。

#### 3. 猶予期間解除に向けた取り組み状況

当社は、現在、上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの証券取引所の審査を受けるため、取引所の定める審査基準に則った申請準備を進めております。証券取引所における上場を維持するべく、当社は今後、取引所の上場審査基準に準じた審査を通過できるよう、万全の体制で準備を行い審査に対応してまいります。

以 上